

平成 27 年 7 月 3 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 白川 真 殿

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
代表取締役 永田 喜英

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

平成 27 年 6 月末日現在の委託会社の資本金の額： 4 億 9,500 万円

発行可能株式の総数：80,000 株

発行済株式総数：59,600 株

最近 5 年間の資本金の額の増減：

平成 24 年 4 月 17 日	資本金の額を 2 億 5,000 万円から 0 円に変更 同時に新株発行による第三者割当増資実施、資本金の額を 0 円から 2 億 5,000 万円に変更
平成 25 年 11 月 27 日	資本金の額を 2 億 5,000 万円から 0 円に変更 同時に新株発行による第三者割当増資実施、資本金の額を 0 円から 2 億 5,000 万円に変更
平成 27 年 6 月 1 日	新株発行による第三者割当増資実施、資本金の額を 2 億 5,000 万円から 4 億 9,500 万円に変更

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の

ときまでです。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

② 投資運用の意思決定機構

1. 運用政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、商品企画部が策定し、運用政策会議において決定されます。運用政策会議は、代表取締役、運用部長、商品企画部長、クライアント・サービス部長、インベストメント・オペレーション部長、投信営業部長、リーガル&コンプライアンス部長を基本メンバーとして構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。運用政策会議は、国内外の経済・市場等投資環境や運用戦略等を議論、分析し、適切な結論を得ることを目的とします。同時にファンドの運用方針を審議、承認・決定します。

2. 運用部門における運用方針の策定と運用の実行

- ・運用政策会議で審議・決定された運用の基本方針に基づき、運用を実行します。
- ・ポートフォリオの状況について、運用リスク等の評価・分析を行い、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3. リスク管理部門における管理

委託会社では、以下の検証機能を有しています。

・パフォーマンス・レビュー・ミーティング

投資信託財産の運用状況（パフォーマンス）およびその運用リスク等の評価・分析を行い、当該ミーティングにおいて、報告・審議を行います。また外部運用委託先等のモニタリング結果についても同様の報告・審議を行い、適切に管理を行っています。

・リスク・マネジメント・ミーティング

法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限の遵守状況のモニタリング等の結果を報告します。

違反または留意すべき事項を発見した場合は、運用部に対して解消・改善の指示を行い、適切な管理を行っています。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

平成 27 年 6 月 30 日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数（本）	総資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	3	14,448
追加型株式投資信託	27	313,820
株式投資信託 合計	30	328,269
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	0	-
総合計	30	328,269

○百万円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3. 委託会社等の経理状況

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに、同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- 当社は子会社はありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

（1）【貸借対照表】

期別		前事業年度			当事業年度		
		(平成 26 年 3 月 31 日現在)			(平成 27 年 3 月 31 日現在)		
科目	注記	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
	番号	(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金・預金			395,149			268,796	
2. 立替金			24			-	

3. 前払費用			4,101			8,892	
4. 未収入金			17,611			8,553	
5. 未収委託者報酬			100,196			135,918	
流動資産計			517,081	92.2		422,160	90.8
II 固定資産							
1. 有形固定資産			9,475			8,569	
(1) 建物		9,900			9,900		
(2) 器具備品		9,081			9,081		
(3) その他		4,074			4,074		
(4) 減価償却累計額		△13,580			△14,486		
2. 投資その他の資産			34,361			34,164	
(1) 投資有価証券		100			-		
(2) 敷金		34,260			34,164		
固定資産計			43,836	7.8		42,733	9.2
資産合計							
			560,917	100.0		464,893	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 預り金			15,361			26,111	
2. 未払金			52,381			75,087	
(1) 未払手数料		31,437			46,444		
(2) 未払消費税等		7,446			20,910		
(3) その他未払金	※1	13,498			7,733		
3. 未払費用			123,236			196,519	
4. 未払法人税等			1,857			2,372	
5. 賞与引当金			10,322			9,759	
流動負債計			203,157	36.2		309,847	66.6
II 固定負債							
1. 繰延税金負債			0			-	
固定負債合計			0			-	
負債合計			203,157	36.2		309,847	66.6
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			250,000	44.6		250,000	53.8
2. 資本剰余金			495,730			495,730	

(1) 資本準備金		450,000		80.2	450,000		96.8
(2) その他資本剰余金		45,730		8.2	45,730		9.8
3. 利益剰余金			△387,970			△590,684	
(1) その他利益剰余金							
(i) 繰越利益剰余金		△387,970		△69.2	△590,684		△127.1
純資産合計			357,760	63.8		155,046	33.4
負債・純資産合計			560,917	100.0		464,893	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度			当事業年度		
		(自 平成 25 年 4 月 1 日			(自 平成 26 年 4 月 1 日		
		至 平成 26 年 3 月 31 日)			至 平成 27 年 3 月 31 日)		
科目	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
I 営業収益							
1. 委託者報酬		861,299			1,257,750		
2. その他営業収益		240,318			152,058		
営業収益計			1,101,618	100.0		1,409,807	100.0
II 営業費用							
1. 支払手数料		265,661			439,234		
2. 広告宣伝費		79,057			60,385		
3. 支払投資顧問料		288,132			397,934		
4. 委託計算費		74,607			90,413		
5. 営業雑経費		6,556			5,778		
営業費用計			714,013	64.8		993,743	70.5
III 一般管理費							
1. 給料	※1	580,777			448,256		
(1) 役員報酬		31,203			31,771		
(2) 給料・手当		364,767			380,833		
(3) 賞与		184,807			35,652		
2. 法定福利費		44,017			44,159		
3. 福利厚生費		353			464		
4. 賞与引当金繰入額		13,004			11,667		
5. 採用教育費		3,602			1,717		

					剰余金			
当期首残高	250,000	350,000	27,949	377,949	△382,220	△382,220	245,730	245,730
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
減資	△250,000		250,000	250,000				
資本準備金の取崩		△150,000	150,000					
欠損補填			△382,220	△382,220	382,220	382,220		
当期純損失					△387,970	△387,970	△387,970	△387,970
当期変動額合計	-	100,000	17,780	117,780	△5,750	△5,750	112,030	112,030
当期末残高	250,000	450,000	45,730	495,730	△387,970	△387,970	357,760	357,760

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)								
	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	250,000	450,000	45,730	495,730	△387,970	△387,970	357,760	357,760
当期変動額								
当期純損失					△202,714	△202,714	△202,714	△202,714
当期変動額合計	-	-	-	-	△202,714	△202,714	△202,714	△202,714
当期末残高	250,000	450,000	45,730	495,730	△590,684	△590,684	155,046	155,046

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

器具備品 6年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度		当事業年度	
(平成 26 年 3 月 31 日)		(平成 27 年 3 月 31 日)	
※1 関係会社に対する負債は次のとおりであります。		※1 関係会社に対する負債は次のとおりであります。	
その他未払金	11,486 千円	その他未払金	3,815 千円

(損益計算書関係)

前事業年度		当事業年度	
(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)		(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	
※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。		※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	
給料	580,777 千円	給料	448,256 千円
※2 減価償却実施額		※2 減価償却実施額	
有形固定資産	1,308 千円	有形固定資産	906 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	39,800 株	10,000 株	-	49,800 株

(変動事由)

第三者割当による新株式発行による増加 10,000 株

当事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	49,800 株	-	-	49,800 株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。また、未収入金に係る信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照ください）。

前事業年度 (平成 26 年 3 月 31 日)

		(単位：千円)	
	貸借対照表	時価	差額

	計上額		
(1) 現金・預金	395,149	395,149	—
(2) 未収委託者報酬	100,196	100,196	—
(3) 未収入金	17,611	17,611	—

当事業年度（平成27年3月31日）

	(単位：千円)		
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	268,796	268,796	—
(2) 未収委託者報酬	135,918	135,918	—
(3) 未収入金	8,553	8,553	—
(4) 預り金	26,111	26,111	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金、及び(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によりおきます。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

	(単位：千円)	
	平成26年3月31日	平成27年3月31日
敷金	34,260	34,164

上記については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

	(単位：千円)	
	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	395,149	—
(2) 未収委託者報酬	100,196	—
(3) 未収入金	17,611	—
合計	512,956	—

当事業年度（平成27年3月31日）

	(単位：千円)	
	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	268,796	—
(2) 未収委託者報酬	135,918	—
(3) 未収入金	8,553	—
合計	413,267	—

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
賞与引当金	3,679	賞与引当金	3,226
未払費用	956	未払費用	631
未払事業税	323	未払事業税	470
貯蔵品	835	貯蔵品	931
減価償却超過額	474	減価償却超過額	296
繰延資産償却超過額	—	繰延資産償却超過額	—
繰越欠損金	727,180	繰越欠損金	705,574
消費税調整差額	—	消費税調整差額	—
敷金償却費	107	敷金償却費	128
繰延税金資産小計	733,553	繰延税金資産小計	711,255
評価性引当額	733,553	評価性引当額	711,255
繰延税金資産合計	—	繰延税金資産合計	—
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	0	その他有価証券評価差額金	—
繰延税金負債合計	0	繰延税金負債合計	—
繰延税金資産（負債）の純額	(0)	繰延税金資産（負債）の純額	—
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	

税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。	税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正債の修正	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正債の金額の修正
<p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実行税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。</p> <p>なお、当該変更に伴う繰延税金資産等に与える重要な影響はありません。</p>	<p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。</p> <p>なお、当該変更に伴う繰延税金資産等に与える重要な影響はありません。</p>

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)	
香港	合計
240,318	240,318

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬861,299千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)		
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニュライフ・アセット・マネジメント (HK) リミテッド	240,318	資産運用業

(注) なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)	
香港	合計
152,058	152,058

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,257,750千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益	(単位：千円)
		関連するセグメント
マニュライフ・アセット・ マネジメント (HK) リミテッド	152,058	資産運用業

(注) なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マニユライフ 生命保険 株式会社	東京都 調布市	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	事務委託 役員の兼任 増資の引受	出向者 負担金	672,638	未払金	11,486
							第三者 割当増資 の引受	500,000		

当事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マニユライフ 生命保険 株式会社	東京都 調布市	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	事務委託 役員の兼任	出向者 負担金	511,573	未払金	3,815

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社	マニユライフ・ アセット・	東京都 千代田区	140.5	有価証券等 に係る投資	なし	運用委託 役員の兼任	投資顧問料	163,192	未払 費用	84,119

を持つ 会社	マネジメント 株式会社			顧問業務						
	Manulife Asset Management Limited	Toronto, Canada	(百万 カナダ ドル) 143.1	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	運用委託	投資顧問料	102,160	未払 費用	24,065
	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万 香港 ドル) 1,364.7	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	事務代行	リエゾン 報酬	240,318	未収入 金	17,611

当事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内 容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	マニライフ・ アセット・ マネジメント 株式会社	東京都 千代田区	(百万円) 140.5	有価証券 等 に係る投 資 顧問業務	なし	運用委託 役員の兼任	投資顧問 料	220,772	未払 費用	133,842
	Manulife Asset Management Limited	Toronto, Canada	(百万 カナダ ドル) 143.1	有価証券 等 に係る投 資 顧問業務	なし	運用委託	投資顧問 料	88,765	未払 費用	21,077
	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万 香港 ドル) 1,428.8	有価証券 等 に係る投 資 顧問業務	なし	事務代行	リエゾン 報酬	152,058	未収入 金	8,550

(注) 1. 上記 (ア) ~ (イ) の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。

(2) 投資顧問料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(3) 第三者割当増資の引受については、平成 25 年 10 月 24 日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、1 株につき 50,000 円で引き受けたものであります。

(4) リエゾン報酬については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニユライフ生命保険株式会社 (非上場)

(1 株当たり情報)

前事業年度		当事業年度	
(自 平成 25 年 4 月 1 日		(自 平成 26 年 4 月 1 日	
至 平成 26 年 3 月 31 日)		至 平成 27 年 3 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	7,183.93 円	1 株当たり純資産額	3,113.37 円
1 株当たり当期純損失金額	8,975.10 円	1 株当たり当期純損失金額	4,070.56 円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成 25 年 4 月 1 日	(自 平成 26 年 4 月 1 日
	至 平成 26 年 3 月 31 日)	至 平成 27 年 3 月 31 日)
当期純損失 (千円)	387,970	202,714
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失 (千円)	387,970	202,714
普通株式の期中平均株式数 (株)	43,225	49,800

(重要な後発事象)

1. 募集株式発行

平成 27 年 5 月 29 日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、親会社であるマニユライフ生命保険株を引受先とする第三者割当ての方法により、下記要領で募集株式を発行しております。

① 募集株式の数

普通株式 9,800 株

- ② 募集株式の払込金額 1株につき金 50,000 円 (払込総額金 4 億 9,000 万円)
- ③ 募集株式と引換えにする金銭の払込みの日 平成 27 年 6 月 1 日
- ④ 増加した資本金及び資本準備金の額に関する事項
- | | |
|-------------|--------------|
| 増加した資本金の額 | 2 億 4,500 万円 |
| 増加した資本準備金の額 | 2 億 4,500 万円 |
- ⑤ 資金の使途

資金の使途については、財務体質の強化並びに事業拡大のための戦略的な投資に充当する予定であります。

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 6 月 2 日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	臼倉 健司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬底 治啓	印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

公開日 平成27年7月10日
作成基準日 平成27年6月2日

本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワー N館
お問い合わせ先 法務・コンプライアンス部